

放置違反金等の納付に関する規則

平成18年4月11日

宮城県公安委員会規則第13号

放置違反金等の納付に関する規則を次のように定める。

放置違反金等の納付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項の規定に基づく放置違反金、法第51条の4第9項の規定に基づく仮納付及び法第51条の4第13項の規定に基づく延滞金（以下「放置違反金等」と総称する。）の納付に関し必要な事項を定めるものとする。

(納付の期限)

第2条 放置違反金等の納付の期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 納付命令 納付命令を発する日から20日以内
- (2) 仮納付 弁明通知を発する日から14日以内
- (3) 延滞金 通知を受けた日から20日以内

(納付の方法)

第3条 放置違反金等は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第34条に規定する納入通知書、領収済通知書及び収納票により、同規則第2条第9号に規定する指定金融機関等に納付しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、放置違反金等の納付に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。